

入札公告

奈良県立民俗博物館耐震改修に伴う展示品撤去・養生事業の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和2年1月7日

奈良県知事 荒井 正吾



第1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良県立民俗博物館耐震改修に伴う展示品撤去・養生事業の委託契約
- (2) 業務対象場所 奈良県大和郡山市矢田町545 奈良県立民俗博物館
- (3) 業務概要 民俗博物館の耐震改修工事に先立ち、展示物の一時的撤去、養生を行う。また、老朽化した備品等の処分を実施する。

履行期限 令和2年3月25日

入札方法

- (1) 入札は、手配に要する諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から9までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる会社更生事件に係る改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目Q7諸サービス業務で登録している者であること。
- 7 過去10年（平成21年4月1日～平成31年3月31日）において、当該業務委託と同種の業務実績を有する者であること。（民間、官公庁を問わない。複数の契約によることも可とする。）
ここでいう同種の業務とは、美術館・博物館等の展示物の移設、養生業務のことをいう。
- 8 技術者は次の資格及び担当実績を保有する者を、それぞれ1名以上担当者として配置すること（1名の担当者が複数の資格等を保有する場合でも可）。また同技術者は自社の社員として3か月以上の雇用関係にあること。
 - ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条の規定に基づく学芸員
 - ・ 博物館等の展示物の移設・養生を含む業務の担当実績
- 9 仕様書の業務を確実に履行できる者であること。